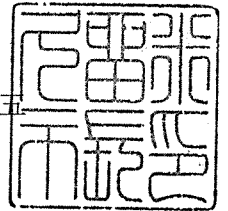


久留米市公告第182号

令和7年度自動体外式除細動器賃貸借について、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年7月8日

久留米市長 原 口 新 五



1 入札に付する事項

(1) 業務名 令和7年度自動体外式除細動器賃貸借

(2) 業務場所

納入（設置）場所	住所（久留米市）
水縄校区コミュニティセンター	田主丸町石垣 913-15
田主丸校区コミュニティセンター	田主丸町田主丸 459-11(田主丸総合支所内)
城島校区コミュニティセンター	城島町檜津 743-2
下田校区コミュニティセンター	城島町下田 293-3
浮島校区コミュニティセンター	城島町浮島 388

(3) 業務内容 別紙「令和7年度自動体外式除細動器賃貸借仕様書」のとおり

(4) 履行期間：令和7年9月1日から令和11年8月31日までの48月間

(5) 入札予定価格：104,500円（税込月額）

入札書比較価格：95,000円（税抜月額）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 久留米市に本店もしくは支店・事業所を有すること。
- (2) 久留米市物品供給業者有資格者名簿に登載されており、医療用機器で登録されている業者であること。また、医療用機器の貸与許可証を有していること。
- (3) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 資格審査方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う）

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。ただし、契約にあたっては、入札書に記載された月額料金の金額に、その消費税額相当額を加算した額をもって、月額の契約金額とする。

（１）提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書（別紙 1）
- ② 入札書（別紙 2）

（２）郵送方法

- ① 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。
- ② 封筒は、内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ③ 内封筒には、提出書類のうち、「② 入札書」を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。
- ④ 外封筒には、③の内封筒及び提出書類のうち「① 入札参加資格確認申請書」を入れる。また外封筒の表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

（３）応札が１者であった場合においてもその入札は有効とする。

（４）提出期限

令和 7 年 7 月 22 日（火）必着

（５）提出先（宛先）

〒 8 3 0 - 8 5 2 0
久留米市城南町 1 5 番地 3
久留米市協働推進部地域コミュニティ課

5 入札書の引き換え・辞退

郵送した入札書及び入札参加資格確認申請書は、締切日前であれば引き換えを認める。

また、入札を辞退する場合は、開札までに久留米市協働推進部地域コミュニティ課に入札辞退届（別紙 3）を事前に提出しなければならない。

6 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき

- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が２以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

7 開札

- (1) 日時：令和７年７月２５日（金）１０時
- (2) 場所：久留米市役所本庁舎 7階会議室
- (3) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に係りの無い市の職員を立ち合わせるものとする。

8 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
落札候補者となるべき同価の入札をしたものが２人以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。
- (2) 前項の規定により落札候補者となった者については、「２ 入札に参加する者の必要な資格」に記載する入札参加資格について審査し、落札者を決定する。

9 入札結果の通知

「８ 落札候補者の決定方法」の規定による落札者に対しては、開札後決定次第速やかにその旨を通知するとともに、市ホームページで公表する。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金
規則第 7 条第 3 号の規定に基づき免除。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約締結までに契約金額の 100 分の 10 以上を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則第 105 条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第 27 条に該当する場合は免除する。

11 その他入札に関し必要な事項

- (1) 入札説明会は実施しない。
- (2) 質問の受付期間及び受付場所
 - ① 受付期間：公告日から令和 7 年 7 月 11 日（金）15 時まで
 - ② 受付場所：久留米市協働推進部地域コミュニティ課
 - ③ 質問の提出方法：

E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認は、送信者の責任において行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和7年7月16日（水）までにEメールで回答する。

(3) 契約締結日

落札した者は、落札日の翌日から数えて6日以内（期間の満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日にあたるときは、当該休日の翌日まで）に、久留米市所定の契約書により契約締結をすること。

(4) 契約条項を示す場所

事務局（13に記載）

1.2 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

1.3 問い合わせ先（事務局）

久留米市協働推進部地域コミュニティ課 塚元 古賀

住所：福岡県久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9014

FAX：0942-30-9706

Eメール：comm@city.kurume.lg.jp